

公益社団法人日本不動産学会 学会賞表彰規程

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人日本不動産学会賞表彰に関して定める。

(賞の種類)

第2条 学会賞は次の通りとする。

- 一 論文賞
- 二 論説賞
- 三 著作賞
- 四 湯浅賞（研究奨励賞）
- 五 業績賞（日本不動産学会会長賞および国土交通大臣賞）
- 六 特別功績賞
- 七 会長特別賞

(論文賞)

第3条 論文賞は、本会会員が当該年度末日以前3年間に、不動産に関する論文を、日本不動産学会誌上又は本学会学術講演会において発表し、不動産学の発展に対して著しい貢献をしたと認められる者に対して授与する。

(論説賞)

第4条 論説賞は、本会会員が当該年度末日以前3年間に、不動産に関する論説を日本不動産学会誌上において発表し、不動産学の発展に対して著しい貢献をしたと認められる者に対して授与する。

(著作賞)

第5条 著作賞は、原則として本会会員が当該年度末日以前3年間に出版し、不動産学の発展に対して著しい貢献をしたと認められる学術的な著作の著者および不動産問題の啓発又は教育に対して著しい貢献をしたと認められる実務的な著作の著者に対して授与する。

(湯浅賞（研究奨励賞）)

第6条 湯浅賞は、本会会員が当該年度末日以前3年間に修士号若しくは博士号を取得した論文、又は受賞対象年度末に満40歳未満である本会会員が当該年度末日以前3年間に日本不動産学会誌上又は本学会学術講演会において発表し、独創性と将来性に富み、不動産学の発展に対して貢献をしたと認められる論文の著者に対して授与する。

(業績賞)

第7条 日本不動産学会会長賞は、学際的な学術研究分野である不動産学の観点から特に優れた業績に対して授与する。

2 国土交通大臣賞は、不動産学の観点から優れたもので、かつ、特に不動産政策の発展

に寄与する業績に対して授与する。

(特別功績賞)

第8条 特別功績賞は、本会会員であつて、不動産学の進歩および公益社団法人日本不動産学会の発展に対して顕著な貢献をしたと認められた者に対して授与する。

2 特別功績賞の審査は理事会が行う。

(会長特別賞)

第9条 会長特別賞は、日本の不動産学界および不動産業界の発展に顕著な貢献をした者に対して授与する。

2 会長特別賞の審査は理事会が行う。

(審査対象の特例)

第9条2 第3条から第6条までの規定の適用については、会長または論文・著作賞選考委員長が執筆者に含まれる論文、論説及び著作については、在任期間中は審査対象とすることを凍結する。

2 第7条の規定の適用については、会長または業績賞選考委員長が獲得した者に含まれる業績については、在任期間中は審査対象とすることを凍結する。

3 第8条および第9条の規定の適用については、その在任期間中は会長を対象としない。

(推薦方法)

第10条 正会員および賛助会員は、第2条第一号から第六号までの学会賞の候補を推薦できる。

2 論文賞および湯浅賞については、学術委員会も推薦できる。

3 論説賞については、出版編集委員会も推薦できる。

(論文・著作賞選考委員会)

第11条 学術委員長および出版編集委員長は委員となる。

2 委員は、会員の中から諸分野の均衡に留意して選任する。

(業績賞選考委員会)

第12条 委員は、会員の中から諸分野の均衡に留意して選任する。

(賞の決定および授与)

第13条 学会賞は、理事会が決定し、原則として毎年の定時総会又は全国大会(学術講演会)において授賞理由を公表のうえこれを授与する。

附 則(経過措置)

第3条乃至第6条の各賞における授賞対象は、本変更後においても、2015年度では2013年1月1日から3月31日まで、2017年度では2015年1月1日から3月31日までを含むものとする。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、2016年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月27日から施行する。